

ガイドランス

書き直される中国近現代史（その10）


「近現代日中関係史：歴史・記憶・展望」


本講義のねらい

- ➡ 1) ステレオタイプ化された中国をめぐる言論に対して、学術的、実務的な先端を紹介。
- ➡ 2) そこに新たな世界の動き、また学術的な動向を見出す。
- ➡ 3) 日本と中国それぞれの見方、個々の研究者の観点の相違、多様なディシプリンに基づくことなる分析などを感得。
- ➡ 4) 自らの観点の確認と修正。他の分野への適用。

全体の構成

- 第1回 9月28日（木） 川島真（東京大学） 「日清修好条規とその周辺」
- 第2回 10月5日（木） 檜山幸夫（中京大学） 「日清戦争研究の展開」
- 第3回 10月12日（木） 村田雄二郎（東京大学） 「戊戌変法と日中関係」
- 第4回 10月19日（木） 櫻井良樹（麗澤大学） 「華北駐屯軍と日中関係」
- 第5回 10月26日（木） 劉傑（早稲田大学）
「外交官と戦争—書き直される日中戦争史」
- 第6回 11月2日（木） 奈良岡聰智（京都大学）
「対華二十一カ条要求と日中関係」

- 
- 第7回 11月9日（木） 陳諍参事官（中国大使館文化部）
「中日文化交流」（仮題）
 - 第8回 11月30日（木） 宋耀明公使（中国大使館商務部）
「中国經濟と中日經濟協力」
 - 第9回 12月7日（木） 朱建栄（東洋学園大学）
「対日『二分論』—その形成、内容と論争」
 - 第10回 12月14日（木） 井上正也（成蹊大学） 「戦後日中関係史」
 - 第11回 12月21日（木） 江原規由（国際貿易投資研究所）
「中国の一帶一路構想について（仮題）」
 - 第12回 12月27日（水） 予備日
 - 第13回 1月11日（木） 阿古智子（東京大学） 「中国社会と日本」



評価

- 1) 出席（最低限：7割目安）**+**レポート
- 2) 複数の回の講義内容を踏まえる。
- 3) 12月に課題
- 4) 4000字程度？今後の検討



■ 第1回 「日清修好条規とその周辺」



川島 真（東京大学）



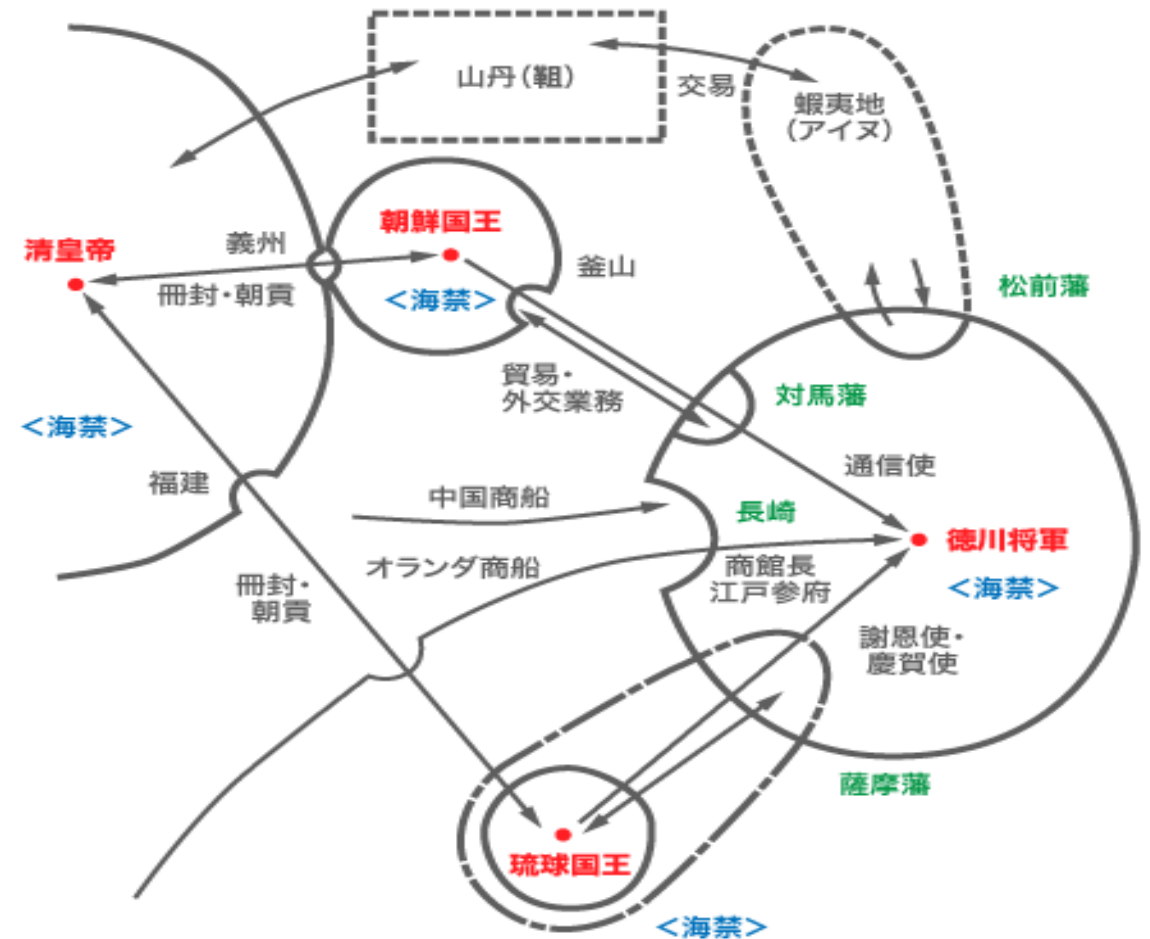
日清修好条規とは

- 1) 1871年9月に天津で締結された、日清間の条約。
- 2) 中国側全権は李鴻章、日本側は伊達宗城。
- 3) 近代日中関係の起点とされる。
- 4) 日清双方にとっての最初の平等条約。
- 5) 1894年の日清戦争で破棄。

江戸時代の日清関係

「四つの口」
→長崎、対馬、薩摩、
松前：いずれも最終的には清との関係。

図1 近世日本の国際秩序—17世紀半ば～19世紀前半—



【注】(1) 釜山・義州以外の朝鮮の交易所(会寧・慶源)と、清のロシアとの交易所は本図では省略した。
(2) 清の海禁は1717年以降。
* 荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、1988年)による。

長崎での「互市」関係の変容

- ▶ 1858年の5カ国条約 → 1859年：長崎、神戸、横浜、函館などが開港
- ▶ 長崎にいた清の商人たちの全国展開
- ▶ 特に函館から「倭物」輸入

- ▶ 幕府の収入減少 → 長崎奉行、箱館奉行らが上海に船を派遣
- ▶ 上海での直接貿易模索、領事館設置も。清側も承認。

- ▶ しかし、明治維新。交渉頓挫。

明治政府の対清政策

- 1) 日清関係の枠組みの必要性
- 2) 対琉球、朝鮮政策
 - 「対等」 = 天皇と皇帝 > 国王
- 3) 条約改正への道筋 → 平等条約の締結

清から見ると？

- 冊封・朝貢関係：
 - 華夷思想に基づく、政治・経済的關係。
 - 朝鮮・琉球など。
 - 多くの優遇措置。恩典。
- 互市関係：
 - 臣下の礼などをもたない貿易関係。
 - 欧米諸国はここに分類。広州での貿易。
 - 長崎での貿易関係。
 - 優遇措置は必ずしもなし。

19世紀半ばの東アジアの国際関係の変容

- ▶ アヘン戦争後の状況
- ▶ 冊封・朝貢
- ▶ →基本的に維持。
- ▶ 1870—80年代に次第に冊封朝貢国が列強の植民地、一部に。
- ▶ 最後に残るのは朝鮮。
- ▶ 互市
- ▶ →条約に基づく通商関係へと転換。
- ▶ 「不平等条約」に基づく一定の恩典 < 冊封朝貢
- ▶ 欧米諸国
- ▶ **日本は？**

日清修好条規の交渉過程

- ▶ 1) 日本側も原案を準備して提案。すべて清に受け入れられず。
 - ▶ →清側の原案をもとにして最終案。
 - ▶ 清としては当時の懸案を解決：平等条約、言語問題
- ▶ 2) 日本としては「対等」であることが重要。

日清修好条規の内容

- 第一條 此後 大日本國と 大清國は彌和誼を敦くし天地と共に窮まり無るへし又兩國に**屬したる邦土**も各禮を以て相待ち聊侵越する事なく永久安全を得せしむへし
- 第二條 兩國好を通せし上は必ず相關切す若し他國より不公及び輕藐する事有る時其知らせを爲さは何れも互に相助け或は中に入り程克く取扱ひ友誼を敦くすへし
- 第三條 兩國の政事禁令各異なれば其政事は己國自主の權に任すへし彼此に於て何れも代謀干預して禁したる事を取り行はんと請ひ願ふ事を得ず其禁令は互に相助け各其商民に諭し土人を誘惑し聊違犯有るを許さず

- 第四條 兩國秉權大臣を差出し其眷屬隨員を召具して京師に在留し或は長く居留し或は時々往來し内地各處を通行する事を得へし其入費は何れも自分より拂ふへし其地面家宅を賃借して大臣等の公館と爲し並に行李の往來及び飛脚を仕立書状を送る等の事は何れも不都合なき様世話いたすへし
- 第五條 兩國の官位何れも定品有りと雖も職を授る事各同からず因て彼此の職掌相當する者は應接及び文通とも**均く對待の禮を用ふ**職昇き者と上官と相見するには客禮を行ひ公務を辨するに付ては職掌相當之官へ照會して其上官へ轉申し直達する事を得ず又雙方禮式の出會には各官位の名帖を用ふ凡兩國より差出したる官員初て任所に到着せば印證ある書付を出し見せ假冒なき様の防きをなすへし
- 第六條 此後兩國往復する公文大清は漢文を用ひ大日本は日本文を用ひ漢譯文を副ふへし或は只漢文のみを用ひ其便に従ふ

- 第七條 兩國好みを通せし上は海岸の各港に於て彼此共に場所を指定め商民の往來貿易を許すへし猶別に通商章程を立て兩國の商民に永遠遵守せしむへし
- 第八條 兩國の開港場には彼此何れも**理事官を差置き**自國商民の取締をなすへし**凡家財産業公事訟訴に干係せし事件は都て其裁判に歸し何れも自國の律例を按して糺辨すへし**兩國商民相互の訴訟には何れも願書體を用ふ理事官は先づ理解を加へ成丈け訴訟に及はざる様にすへし其儀能はざる時は地方官に掛合ひ**雙方出會し公平に裁斷**すへし尤盜賊欠落等の事件は兩國の地方官より召捕り吟味取上げ方致す而已にして官より償ふ事はなさゝるへし
- 第九條 兩國の開港場に若し未だ理事官を置さる時は其人民貿易何れも地方官より取締り世話すへし若し罪科を犯さは本人を捕て吟味を遂げ其事情を最寄開港場の理事官へ掛合ひ律を照して裁斷すへし

- ▶ 第十條 兩國の官吏商人は諸開港場に於て何れも其地の民人を雇ひ雑役手代等に用ふる事勝手に爲へし尤其雇主より時々取締を爲し事に寄せ人を欺く事なからしめ別して其私言を偏聽して事を生せしむへからす若犯罪の者有らば其地方官より召捕り糺辨するに任せ雇主より庇ふ事を得ず
- ▶ 第十一條 兩國の商民諸開港場にて彼此往來するに付ては互に友愛すへし刀劍類を携帯する事を得ず違ふ者は罰を行ひ刀劍は官に取上くへし又何れも其本分を守り永住暫居の差別無く必ず自國理事官の支配に従ふへし衣冠を替へ改め其地の人別に入り官途に就き紛はしき儀有る事を許さず
- ▶ 第十二條 此國の人民此國の法度を犯せし事有て彼國の役所商船會社等の内に隠れ忍び或は彼國各處遁け潛み居る者を此國の官より查明して掛合越さは彼國の官にて早速召捕へ見遁す事を得ず囚人を引送る時は途中衣食を與へ凌虐すへからす


第十三條 兩國の人民若し開港場に於て兇徒を語合盜賊惡事を爲し或は内地に潛み入り火を付け人を殺し劫奪を爲す者有らば各港にては**地方官より厳く捕へ直に其次第を理事官へ知らすへし**若し兇器を用て手向ひせは何れに於ても拮殺して論無かるへし併し之を殺せし事情は理事官と出會して一同に査驗すへし若し其事内地に發りて理事官自ら赴き査驗する事届きかねる時は其地方官より實在の情由を理事官に照會して査照せしむへし尤縛して取りたる罪人は各港にては地方官と理事官と會合して吟味し内地にては地方官一手にて吟味し其事情を理事官に照會して査照せしむへし若し此國の人民彼國に在て一揆徒黨を企て十人以上の數に及び並に彼國人民を誘結通謀し害を地方に作すの事有らば彼國の官より早速査拏し各港にては理事官に掛合ひ會審し内地にては地方官より理事官に照會して査照せしめ何れも事を犯せし地方に於て法を正すへし


第十四條 兩國の兵船開港場に往來する事は自國の商民を保護する爲めなれば都て未開港場及び内地の河湖支港へ乗入る事を許さず違ふ者は引留て罰を行ふへし尤風に遇ひ難を避るために乗入りたる者は此例に在らす

- 第十五條 此後兩國若し別國と兵を用ふる事有るに付防禦致すへき各港に於て布告をなさは暫く貿易並に船隻の出入を差止め誤て傷損を受けさらしむへし又平時に於て大日本人は大清の開港場及び最寄の海上大清人は大日本の開港場及び最寄の海上にて何れも不和の國と互に争鬪搶劫する事を許さず
- 第十六條 兩國の理事官は何れも貿易を爲す事を得ず亦條約無き國の理事官を兼勤する事を許さず若し事務の計ひ方衆人の心に協はさる實據有らば彼此何れも書面を以て秉權大臣に掛合ひ查明して引取らしむへし一人事を破るに因て兩國の友誼を損傷するに至らしめず
- 第十七條 兩國の船印は各定式あり萬一彼國の船此國の船印を假冒して私に不法の事を爲さは其船並に荷物とも取上くへし若し其船印官員より渡したる者ならば其筋に申立官を罷めしむへし又兩國の書籍は彼此誦習はんと願はゞ互に賣買する事を許すへし
- 第十八條 兩國議定せし條規は何れも預め防範を爲し偶嫌隙を生ずるを免れしめ以て講信修好の道を盡す所なり是に因て兩國欽差全權大臣證據の爲め先づ花押調印をなし置き（後略）



その後の日清関係

- 1) 1870年代の琉球、朝鮮問題
 - 2) 1880年代の朝鮮をめぐる問題
 - 3) 条約改正、琉球問題
 - 4) 1886年の長崎清国水兵事件
- 



参考文献

- 岡本隆司・川島真『中国近代外交の胎動』（東京大学出版会、2009年）
- 川島真『中国近代外交の形成』（名古屋大学出版会、2004年）
- 佐々木揚『清末中国における日本観と西洋観』（東京大学出版会、2000年）
- Fogel, A. Joshua, *Maiden Voyage: The Senzaimaru and the Creation of Modern Sino-Japanese Relations*, University of California Press, 2014.